

2017～2018 年度 地区ガバナー並びに第1・第2副地区ガバナー指名選挙実施要綱

第一条 選挙権及び選挙の方法と信任の可否

- (1) 2017～2018 年度地区ガバナー並びに第1・第2副地区ガバナー指名選挙の選挙権は、2017年4月23日(日)に、神戸ポートピアホテル本館地下1階、偕楽の間において開催される第63回地区年次大会(以下「大会」という)で当日出席した代議員に限り有する。
- (2) 選挙の方法は、あらかじめ立候補した2017～2018年度地区ガバナー並びに第1・第2副地区ガバナー候補者各1名の信任投票方式とする。
- (3) 代議員自らが無記名で投票する。代理投票もしくは投票の委任は認めない。
- (4) 信任の可否は、有効投票数の過半数をもって決する。

第二条 選挙の管理

- (1) 選挙の管理は、「大会」の選挙管理委員会(以下「委員会」という)が行う。

第三条 選挙の日時及び場所

- (1) 選挙の日時は、「大会」開会式終了後分科会開会までとする。
- (2) 選挙の場所は、「大会」会場前 投票所とする。

第四条 投票用紙

- (1) 投票用紙は「委員会」が発行するもののみを有効とする。
- (2) 投票用紙の様式は、各々の候補者の氏名の下段に、〔賛成〕又は〔反対〕が事前に併記されている。

第五条 投票の方法

- (1) 出席代議員は、当日の「大会」前に投票用紙交付所で、「委員会」が発行する投票用紙の交付をあらかじめ受ける。尚、交付時に代議員は、代議員証を「委員会」に提示し、「委員会」はその代議員証に投票用紙交付済の確認印を押印する。
- (2) 出席代議員は、第四条(2)に従い投票用紙のいずれかに○印のみを記入し、指定の投票箱に決められた時間内に速やかに投入する。

第六条 無効票

- (1) 次の投票は、無効とする。
 1. 本要綱に違反したもの。
 2. ○印以外のあらゆる記号・文字・数字を記入したもの。
 3. 「委員会」において可否の判定が困難と判断したもの。

第七条 開票及び指名と結果の報告

- (1) 「委員会」は、投票時間終了後、直ちに投票箱を集結し、出入口を閉鎖した所定の開票所で開票を行う。
- (2) 開票に際し、「委員会」顧問が、開票立会人となる。
- (3) 開票中は「委員会」及び「委員会」が認めたもの以外は、開票所に立ち入ることができない。
- (4) 「委員会」は、開票終了後直ちに「委員会」及び立会人全員の署名した開票結果報告書を作成し、その結果を「大会」に報告する。
- (5) 「大会」議長は、各候補者が信任された場合には、各々について 2017～2018 年度の地区ガバナー並びに第 1・第 2 副地区ガバナーに指名するとともに、国際本部に報告する。

第八条 その他

- (1) 「大会」に出席できる補欠代議員の資格は、ライオンズクラブ国際付則第 9 条 3 項に定められた通りであるが、本選挙にも適用する。
- (2) 本要綱に定めなき事項については、ロバート議事規則による。